

大久保利通と台湾出兵

勝田政治

はじめに

征韓論政変を経て成立した大久保利通を中心とする政権、いわゆる大久保政権は一八七四年五月の台湾出兵、同年一〇月の日清両国間互換條款・互換憑単の調印、七五年九月の江華島事件、七六年二月の日朝修好条規の調印と、積極的な東アジア政策を展開した。

こうした東アジア政策、本稿で対象とする台湾出兵の一般的評価（通説）は、大久保政権の「内治優先の立場からすれば台湾出兵は矛盾する……もともと内治優先が本質的な立場でなかったことを意味し、士族不平派の企図を外にそらす目的でおこなわれた……琉球の日本帰属を清国に認めさせる目的をもっていた……小規模とはいえ征韓論と同質の外征として選択されている」というものである。台湾出兵は「内治優先」論と「矛盾」し、西郷隆盛らの留守政府で唱えられた「征韓論」と「同質」の外征策である。そして、その目的は士族の不満を外にそらすことと、琉球の日本帰属の確保をはかることである、

という評価である。目的としての不平士族問題と琉球帰属問題について異論はないが、私が疑問と考えるのは前者の「内治優先」論と留守政府の「征韓論」との関連問題である。

台湾出兵は、はたして「内治優先」論と矛盾し、留守政府の「征韓論」と同質であると評価できるのであるか。本稿の課題は、こうした歴史的評価を再検討することである。以下、まず研究史を概観して課題を明確にし、次いで台湾出兵過程を留守政府や「内治優先」論との関連で検討し、大久保の意図に接近する。その際、「内治優先」論の捉え方そのものの当否を問題とする。なお、私はすでに拙稿「征韓論政変と国家目標」（『社会科学討究』第一二二号、一九九六年）で、台湾出兵の通説に疑問を提起し若干の分析を行ったが、本稿は研究史を踏まえてそこでの論点を、より具体的に論証しようとするものである。

一 台湾出兵研究の課題

通説の形成に大きな影響を与えたのが、遠山茂樹「征韓論・自由民権論・封建論」(『歴史学研究』第一四三・一四五号、一九五〇年)である。ここで同氏は、次のように述べていた。「征韓論分裂以後わずかに半年、大久保が主導した征台の役は、まさしく征韓派の先蹤を追うたもの……大久保は西郷の考えるより、はるかに西郷的……しばしば征韓派の外交政策が封建的であるのに反し、非征韓派(大久保・木戸)のそれは資本主義的であると考えられている。しかし西派の対外論の根底にあるものは、ひとしく征韓論の論理であった。ただ時と立場との相違によって、そのあらわれ方に違いが生じたにすぎない」と。大久保と西郷の同質性の強調であり、以後の評価の基本線を形作ることになった。

遠山説を継承する代表的研究をあげよう。「征韓に反対した論理からすれば……征台は不可能である……征台は征韓と異質なものでなく……小規模であるが同質の外征としてそれは選択された」(永井秀夫「統一国家の成立」(『岩波講座 日本歴史14 近代1』、一九七五年、一二九〜一三〇頁)。「留守政府」の征韓論に反対した大久保らが、ひとたび政府の主導権を握るや、征韓のみならず征台をも合わせ決定……彼らの征韓反対・内治優先論の真の意図がどこにあったかはあますところなく暴露されている」(田中彰『岩倉使節団』講談社現代新書、一九七七年、一九一頁)。そして、留守政府との同質性を最

も積極的に主張したのが、石井孝『明治初期の日本と東アジア』(有隣堂、一九八二年)である。

同書の第一章「日本軍台湾侵攻をめぐる国際情勢」は、留守政府における台湾出兵論の登場から大久保政権による台湾出兵の強行、さらには大久保の対清交渉と日清両国間互換條款・互換憑単の調印に至る全過程の最も詳細な研究である。石井氏は、留守政府の副島外務卿の台湾出兵論を征韓論と同様に不平士族対策と位置づけ、そこに台湾領有Ⅱ植民地化の意図を指摘する。そして、大久保・大隈両名が提案した一八七四年二月の「台湾蕃地処分要略」を検討し、次のように結論づける。「要略」では、原案にあった「蕃地」占領が削除されたが、「政府内部にはもちろん、「蕃地」占領計画が潜在していた」ことを論拠として、「大久保政権は、台湾問題については、「征韓派」の副島が立てた方針を継承した」(二九〜四三頁)と。副島と同じく台湾領有を意図していたという説である。

こうした通説に対し異論を唱えたのが、信夫清三郎『日本政治史Ⅱ 明治維新』(南窓社、一九七八年)である。信夫氏も「台湾蕃地処分要略」を検討するが、石井氏以前に異なる結論を導き出していた。すなわち、「討蕃撫民の役」を「報復」にとどめ、「蕃地処分」をリセンドルや副島が描いたような植民地経営にまではすすめようとしなかった」ことを重視し、大久保と大隈は「台湾にたいする政策については、前外務卿副島種臣の政策をさらに際立って改変した」(四一四〜四一五頁)と。留守政府と大久保政権の相違の強調である。信夫説を

継承して台湾出兵決定経緯を詳細に追究したのが、家近良樹「台湾出兵」方針の転換と長州派の反対運動」『史学雑誌』第九二編第一一号、一九八三年）である。

家近氏はまず石井氏と同様、留守政府の副島出兵論は台湾の領有と植民地化をめざすものとし、それに対し大久保の意図（「台湾蕃地処分要略」は、領有を否定する「討蕃撫民」論であるとする（したがって、木戸は大久保台湾出兵論に同意する）。しかし、佐賀の乱で大久保が東京を留守にしていた間に、大隈・西郷従道により「討蕃撫民」論から副島と同質の領有論に変更され、その結果木戸らの反対運動がおこったとする。家近説の独自性は、信夫氏が大久保と大隈の意図を同列に論じていたことに対し、その差異を明らかにして大隈・西郷と大久保の相違を指摘したことである。そして、結論として次のように説く。「征台の役の全過程を通じて、大久保の内治優先論者としての性格は基本的にそこなわれなかった」（五七頁）。「木戸が批判したのは大久保の台湾出兵論（討蕃撫民をめざす）ではなくて、西郷・大隈ラインの台湾出兵論（台湾の領有と植民地化をめざす）であった」（七五頁）。「大久保・木戸両者の基本的な姿勢は、内治優先論者として許容できる範囲内で不平士族等の不満を外にそらすこと」（七頁）であったと。台湾出兵は大久保の主張した「内治優先」論と矛盾するという、遠山氏以来の通説を痛烈に批判したものである。

留守政府と大久保政権の台湾政策を同質とみなす通説（台湾領有Ⅱ植民地化）に対し、信夫・家近両氏は台湾領有化を否定する立場から

批判したのであるが、信夫・家近両氏とも相違する観点から異議を申し立てたのが毛利敏彦氏である。

毛利敏彦『台湾出兵』（中公新書、一九九六年）は、大久保出兵論と副島出兵論の同質性、不平士族対策の二点にわたって通説の根幹を批判する。前者では、「台湾蕃地処分要略」は最初の海外への武力行使方針を決定したものであり（このことから大久保政権の「内治優先」論を否定）、副島の外交優先路線から逸脱し、軍事力優先へと飛躍するものとして次のように主張する。「大久保は、終始一貫して、台湾出兵↓領有に意欲的であり、その線で政府を積極的にリードしていった。かれが中心となってとりまとめた「台湾蕃地処分要略」は、外交交渉を基本に据えた副島路線を一八〇度転換させて武力優先路線を打ち出した」（一四二頁）と。副島と大久保の相違点の指摘は、信夫・家近両氏と同じであるが、その内実に関する大久保の台湾領有意図と「武力優先路線」の強調は両氏に対する批判となっている。後者では、台湾出兵の決定は佐賀の乱勃発以前である、ということだけを唯一の論拠として次のように説く。「大久保は、自己の政治生命を守るために、台湾出兵を含む対外政策を忠実に継承すると明言した。そのとき、反政府エネルギーなるものはまださして表面化していなかったから、「反政府エネルギーを海外へ放散するため……」という仮説もまた成立困難である」（一四二頁）と。不平士族対策は遠山氏以来の通説であり、誰も異論を唱えたことはなかったが、毛利氏は大胆にも通説を真っ向から否定している。

以上が研究史の概観であるが、大久保政権の「内治優先」論と留守政府との関連で、今後の課題をまとめれば次のようになる（不平士族対策問題は本稿では触れない）。まず、「内治優先」論との関連について。家近・毛利氏以外はすべて、「内治優先」論と台湾出兵を矛盾するものと捉えている。ただし、家近氏は「内治優先」論の立場からの出兵とするが、毛利氏は「内治優先」論の存在そのものを否定する。確かに、原理的には「内治優先」論と台湾出兵（外征策）は矛盾する。その意味で台湾領有と植民地化の否定を論拠として、台湾出兵を「内治優先」論の立場とみなす家近氏の所説は、必ずしも説得力があるとは思えない。これは、そもそも大久保政権の政治理念を「内治優先」論という概念で捉えてきた通説に問題がある。私は、大久保政権の政治理念は単に征韓論に反対するための「内治優先」論などではなく、外征策（対外戦争は否定）をも含む民力養成論と捉えている⁽³⁾。民力養成論の観点から、台湾出兵を再検討することが大きな課題なのである。

次いで、留守政府との関連について。信夫・家近・毛利氏以外はすべて、留守政府の台湾出兵論と同質と捉えている。そして、これは台湾領有意図と関連するが、ここでも毛利説は特異な位置にある。留守政府の出兵論を台湾領有論ととらえることは通説となっているが、毛利氏のみ留守政府（副島外務卿）は外交優先路線であり、海外出兵は国策として決定していたわけではないとして、軍事力優先の大久保政権との質的相違を強調している。毛利説の当否を含め、留守政府の出兵論を再度確認することが課題となる。そして、より重要な課題は大

久保出兵論における、台湾領有と植民地化意図の有無の再検討である。さらに台湾出兵は、軍事力の行使から清国との交渉を経た日清両国間互換條款・互換憑単の調印までの全過程を対象としなければならぬ。以下、留守政府の台湾出兵論から大久保政権の台湾出兵過程における、大久保の意図を追究していくことにする。

二 台湾出兵の実施をめぐる

1 留守政府の台湾出兵論

台湾出兵問題は、一八七一年一二月に漂流した琉球人が台湾で殺害されたことが発端となった。この事件の報告がもたらされた鹿児島県参事大山綱良は翌七月二八日、「問罪ノ師ヲ興シ彼ヲ征セント欲ス故ニ謹テ軍艦ヲ借り直ニ彼カ巢窟ヲ指シ其渠魁ヲ殲シ⁽⁴⁾」という建議を留守政府に行う。報復としての台湾出兵である。この建議を受けた副島外務卿は、九月末のリッジェンドルとの会談で「日本四拾万余の武士いづれも勇剛難御者にて此等有事は喜て出兵可致⁽⁵⁾」と述べている。副島は、制御し難い不平士族の対策として台湾出兵を位置づける。そして、この頃から留守政府内部で台湾問題が登場し、日清修好条規の批准書交換を名目として、台湾問題交渉のため副島外務卿の清国派遣が決定される。

七三年に入ると、一月六日付岩倉宛書簡で三条太政大臣が「台湾一件……頗重大之事件に御座候⁽⁶⁾」と報告しているように、台湾問題は重要案件となってくる。副島は清国に出発する前の二月一七日、大隈重

信に次のような書簡を送っている。

台湾半島丈ならハ舌上にて受取候義ハ随分御受合可申全島ならハ兵戈にも可及歟も難計併半島受取居候ならハ四五年間にて全島も舌上にて手に入可申此度の機会不可失と存候⁷⁾

副島は「此度の機会」を利用して、交渉によって台湾「半島」を、さらに四、五年間で「全島」を領有する自身があると豪語し、「兵戈」という軍事力行使も否定しているわけではない。台湾領有論を胸に秘めて副島は、三月一二日清国に向け横浜を出発する。

副島清国派遣中に留守政府の重鎮、参議西郷隆盛も台湾出兵論に同意するようになる。すでに七三年一月、不平士族の「鬱憤を国外に漏さしむるの策」として、「台湾を伐の論は西郷参議も同意の由⁸⁾」と言われていた西郷は、七月に出兵論を明確にする。副島の帰国直前の七月二一日付西郷従道宛書簡で西郷は、「台湾の模様少々相分かり候由、就いては兵隊御繰り出し相成り候儀に候わば、鹿児島一大隊召集いたし、別府氏引き受けたきとの事に候間、至極宜しかるべきと相考え候⁹⁾」と述べている。鹿児島県士族による出兵を「至極宜し¹⁰⁾」いと、積極的に主張するにいたるのである。そして、この出兵論の背後には不平士族の圧力が存在していた。八月三日西郷は、三条宛書簡で台湾出兵の早期決定を要求するが、そこで「世上にても紛紜の議論これあり、私にも数人の論を受け候次第に御座候……責め付け参り候者もこれあり候故、閉口の外なき仕合いに御座候……幾度も世人の論難を受け候儀に候えば、甚だ困難の次第に御座候¹⁰⁾」と述べている。西郷は不平士

族から「責め付け」られ「論難」を受けて「閉口」し、「困難」な状況に追い込まれ、この打開策として出兵の早期強行を求めている。副島も清国から帰国後の八月七日、パークスと会談し一ヶ月以内に台湾出兵を實行する旨を語っている¹¹⁾。しかし、周知のように八月中旬以降西郷の朝鮮使節派遣問題が前面に登場し、台湾問題は一時棚上げされることになる。

毛利氏の指摘のように、留守政府は台湾出兵を正式に決定したわけではない。しかし、参議西郷や外務卿副島が出兵を意図していたことは明らかである。そして、副島が台湾領有論を懐いていたことも確認できる。副島の台湾出兵論の背後には、外務省顧問でアメリカ人リッジェンドルの暗躍があった。リッジェンドルは副島に意見書を提出し、台湾領有¹²⁾植民地化を提起していたが、そこには台湾領有の支持によって日本をアメリカに接近させ、日本を核として東アジアにおける市場を拡大させる野望があった¹²⁾。また、西郷に代表されるように、台湾出兵論には不平士族の圧力が最大要因として作用していた。留守政府の台湾出兵論は、不平士族対策として提起され、そこには台湾領有論が存在していた、という通説は再確認できるのである。

2 大久保の台湾出兵論

征韓論政変を経て大久保・岩倉らによって、国家目標として確定されたのが民力養成論である。民力養成論とは、至上課題である国権回復（条約改正）の実現に向けた当面の課題として民力養成を位置づけ

る考えであり、従来「内治優先」論と言われてきた内実である。そして、それは軽率な外征策を否定するのであって、国内状況と国際情勢を考慮したうえでの外征策まで否定するものではない。ただし、民力養成を最優先させることから、外征策でも対外戦争は民力養成の阻止要因として否定される。すなわち、民力養成論とは外征策をも含む総合的・統一的政策論なのである。大久保は、西郷隆盛の朝鮮使節派遣論を軽率な外征論として、さらには日朝戦争という対外戦争に連なる征韓論として阻止したのである。⁽¹³⁾ こうした政治理念による、大久保の台湾出兵論を追っていこう。

西郷らの辞職後の一八七三年末から翌七四年一月初め、司法省警保寮（警保寮の内務省移管は一月九日）の坂元純熙・国分友諒らは、西郷らの復職と征韓の断行を三条太政大臣に働きかける。坂元らの要求に対し、三条は征韓を拒否し、その替わりとして台湾出兵を提起する。台湾出兵については前年、副島が清国の承認を得たという報告をしており、これにより日清戦争に発展する可能性はないとの判断があった。⁽¹⁴⁾ 坂元らの不平士族の動きにより、台湾出兵問題が急浮上したのである。こうして、一月一八日に台湾問題の閣議が開かれ、同月二六日に大久保・大隈両名が朝鮮問題とともに台湾問題の担当者となる。

一月二九日、外務大丞柳原前光と外務少丞鄭永寧の両名は、大隈の依頼により「台湾処分要略」を作成する。この第一条には「琉球人民の殺害せられしを報復しその地を抛有すべき」と、台湾への「報復」のみならず「抛有」という領有方針が明記されている。そして、第五

条には「和好を旨とし実力を先にし弁説を後とすれハ、琉球を定め台湾を取り、而して和議を清国に失ハさるの長策を行ひ得ること、難きに似て却て易々耳」とある。先ず「実力」（出兵）を實行し、その後「弁説」（交渉）を行うことが、清国との「和議」を失うことなく（日清戦争に至ることなく）、台湾を領有することができる「長策」であるという主張である。さらに、第六条には台湾領有政策を協議・決定するための「台湾事務局」の設立が掲げられている。⁽¹⁵⁾ こうした方針は、留守政府（副島外務卿）の台湾出兵論と同じ性格（台湾領有論）である。

大久保と大隈はその後、柳原や鄭さらにはリッジェンドルと協議を重ね、二月六日に「台湾蕃地処分要略」⁽¹⁶⁾ を閣議に提出し、この「要略」は正式に決定される。⁽¹⁷⁾ 前述の台湾領有論を骨子とする「台湾処分要略」を原案とし、それを加除修正したものであるが、最大の修正箇所は次の点にある。第一条の「抛有すべき」という部分の削除、第五条（「台湾を取り」という領有論）と第六条（「台湾事務局」設立）の全文削除である。すなわち、大久保・大隈案は出兵目的を「討蕃撫民」に限定し、清国との紛糾が予想される台湾植民地化方針（副島出兵論）を明確に否定しているのである。次に、新たに加えられた条項が二項ある（第八条と第九条）。これらは、出兵前に六名を台湾に派遣し、「土地形勢」の「探偵」と上陸地を調査させることである。また、清国から抗議があった場合は、「和好を以て弁」じ「和を失はさる」ようにするという平和的交渉に徹する項目（第四条）を掲げている。

る。さらに、清国との紛糾に備えて台湾に領事を置くが、ここでも「和好を保護」し「和好を維持」するという平和の方針の必要性が強調されている（第五・六条）。

ここにみられる大久保の台湾出兵論について、「台湾問題については「征韓派」の副島が立てた方針」の「継承」とする石井孝氏は、「要略」では、原案にあった「蕃地」占領が削除されたため、「蕃地」征討の遂行とそれに関連する中国政府との交渉方針に限られることになった。しかし政府内部にはもちろん、「蕃地」占領計画が潜在していた⁽¹⁸⁾と述べている。一方、「外交優先の副島路線から大きくはみだして軍事力優先へと飛躍」したとする毛利敏彦氏も、「大久保も領有論的傾向を帯びていたにちがいない⁽¹⁹⁾」と説く。いずれも、台湾領有論の肯定である。しかし、信夫清三郎・家近良樹両氏と同様、私もこうした評価は首肯できない。大久保は出兵にあたって、台湾領有論という強硬論を否定し、清国との軍事的衝突を極力回避することを主眼とし、事前工作を含む慎重な計画を立てていたのである。こうした方針は、大久保が征韓論争で民力養成論から、西郷の朝鮮使節派遣論を軽率な日朝戦争に連なる外征策として反対した論理から導き出されたものである。

大久保が決定した台湾出兵方針は、家近氏がすでに指摘しているように大久保が東京を離れていた時期、大隈重信と西郷従道によって転換される。台湾領有論の復活である。大隈と西郷を動かしたのが、リッジェンドルと鹿児島県士族の坂元純熙らであった。台湾出兵が決定

された閣議の翌二月七日大久保は、佐賀の乱勃発につき「是非実地ニ派出シ、処分イタシ度旨建白⁽²⁰⁾」すと、自ら佐賀行きを申し出る。そして、二月一四日に東京を発ち、一七日に大阪から黒田清隆に書簡を送り「台湾之事既ニ決定セリ……前議順序御実踏之事ハ何ク迄も御貫徹⁽²¹⁾実行」するよう依頼している。また、二月二八日には岩倉が大久保に「台湾之儀に於ては出兵之事に付当節柄之時機にて少しく御見合無之ては不相叶事歟と存候⁽²²⁾」と、佐賀の乱による士族の動揺を理由として出兵延期を求めたが、大久保は次のように答える。「順序を不被為失廟議一定之事ハ御運相成候様有御座度奉存候⁽²³⁾」。大久保は、東京を離れても自らの台湾出兵論の「貫徹」を期していたのである。

一方、東京ではリッジェンドルが三月一三日、大隈に意見書を提出し台湾領有と占領政策を提起している。その意見書は、表面の目的は台湾の問題であるが、「真ノ眼目ハ土人ノ所轄タルフォルモサ島ノ一部ヲ日本」へ併合することであると言う。そして、三月末に出兵すれば一月には占領が完了し、翌七五年一月一日には「新年祝賀ノ書」とともに「併合ノ報告」を得ることが可能であるとしている。露骨な台湾領有論であり、ここでリッジェンドルは出兵軍顧問として、ワッツソン陸軍大尉とカッセル海軍大佐を推薦している。その後リッジェンドルは三月三十一日、西郷従道に具体的な出兵・占領計画書を提出する⁽²⁵⁾。西郷は、大久保が東京を発った後の二月二五日、「生蕃処分取調」を委任されていた⁽²⁶⁾。

坂元純熙らが台湾出兵の強行を求めて、東京に向け鹿児島を発った

のも三月中旬である。三月一三日（奇しくもリージェンドル意見書の提出日）、松方正義は「鹿之坂元、篠崎及海老原外ニ三名近日上京セリ、此節ハ別段異状不承ダイワン行ニ志シアルトノ由ニ相聞申候⁽²⁷⁾」と、佐賀の大久保に報じている。そして、坂元ら鹿兒島県士族の圧力を受けて西郷従道は、自ら台湾都督を志願することになる。西郷が志願する以前、大久保は台湾都督として谷干城を推薦していた。こうした経緯について岩倉は、三月二八日付大久保宛書簡で「西郷大輔ヨリ内密段々見込之筋有之是非自分台湾行被命候様条公小生へ頼リニ懇談之次第⁽²⁸⁾候子細ハツマリ坂本始メ薩壮士ノ徒台湾へ移しとの事也」と述べている。

リージェンドルや坂元純熙の働きかけがあった三月（日は不明）、大隈・西郷・柳原・寺島外務卿の協議により、「蕃地処分目的十三條」が決定されている。⁽²⁹⁾そこには台湾領有論は明記されていないが、「台湾事務局」が掲げられている。「台湾事務局」は、前述のように柳原・鄭の原案にあったが、大久保が否定した台湾領有政策の協議・決定機関である。また、リージェンドルを「台湾事務局准二等官」に任じるという項目や、出兵日程（三月一八日熊本出発二八日台湾着）の項目もある。リージェンドル提案に基づく出兵計画であろう。そして、大隈らはこれとは別に「台湾処分書付」なるものを起草していた。この「書付」の草案を一読した三条は三月二八日、大隈に次のように申し入れている。

台湾処分書付清書出来候ハ、早々御廻し有之度候右ヶ條中殖民略

地之事ハ是迄之評議ニも決議と申ニも無之木戸ニも篤と談置不申候間今一応評議無之而ハ不都合と存候……前日之議ハ問罪一途之処ニ而一同承知致居候事ニ付略地之事ニ相成候ハ、又夫なり之評議ニ不相成候てハ異議も相立と存候⁽³⁰⁾

この三条書簡は、多くの事を教えてくれる。第一に、大久保出兵論に基づく二月六日の「台湾蕃地処分要略」（「前日之議」）は、台湾領有を意図しない「問罪一途」であること。第二に、「台湾蕃地処分要略」は木戸孝允も含む、全員一致（「一同承知」）で決定していたこと。第三は、大隈の「台湾処分書付」は、大久保出兵論とは異なり（「是迄之評議ニも決議申ニも無之」）台湾領有≡植民地化（「殖民略地」）を意図していること。第四に、「台湾処分書付」は、あらためて閣議に付す必要があること（「今一応評議」・「夫なり之評議」）。

このように、台湾出兵方針は家近氏が主張するように、大隈・西郷により転換されたのである。これは四月二日の閣議で、木戸が反対するも決定される。この決定により四月四日、西郷が台湾蕃地事務局都督に任じられ、台湾蕃地事務局が設けられる（大久保が否定した「台湾事務局」の復活）。そして、翌五日に台湾事務局の長官に大隈が、八日には准二等出仕にリージェンドルがそれぞれ任じられる。また、同日には西郷に委任状と特諭状が授けられている。委任状には問罪という出兵目的しか記されていないが、特諭状には単なる出兵のみならず、その後の植民地政策が掲げられている。第二款の「鎮定後ハ漸次ニ土人ヲ誘導開化セシメ竟ニ其土人ト日本政府トノ間ニ有益ノ事業ヲ

興起セシムルヲ以テ目的トスヘシ」という項目。第九款の「此地ニ別ニ事務局ヲ置キ命令布告等総テ之ヨリ達ス」という項目である。³¹ 統治機関としての「事務局」を設置し、新たな「事業」を興すという領有論の具体策である。また、第七款にはリージェンドルを西郷の「輔翼」とすることが明記されている。リージェンドルの影響力の大きさが窺われよう。台湾出兵方針の転換を知らない大久保は、西郷への特諭状と同日の四月五日、三条に「此度之機会ニ乗し台湾征討相発候得は大に御都合と愚慮仕候」と、岩倉に「此事（台湾出兵―勝田）佐賀平定引続キニ発表候得ハ誠ニ無此上大慶仕候」と、それぞれ書き送っている。大久保が早期実施を要求しているのは、もちろん領有論を否定する台湾出兵である。一方、西郷は四月九日に軍艦二隻を率いて、長崎に向けて品川灣を発った。そして、一五日に佐賀で大久保・西郷会談が行われている。大久保はこの会談につき、「徹夜相咄シ、台湾事件東京事情等承ル」と記すのみで、ここで西郷が領有論を持ち出したのかは不明である。

台湾領有論による出兵が決定されると、三条は四月一五日次の書簡を岩倉に送っている。

台湾殖民一條実には不堪苦慮候尤御委任状は御改に相成候得共実地之運は已に殖民之都合に相成候間都督之処分は必らず殖民之姿に可相成相違無之と懸念仕候左候時は各国之關係も出来前途之面倒難困不可言と甚痛心仕候……小生は此義不甚懸念御委任状を當てには決して安心出来不申と存候³⁵

三条は、西郷都督により「殖民之姿に可相成」という、台湾植民地化が急速に進められることを予想し、それは「各国之關係も出来」というように、諸外国の干渉を招くことになると危惧している。また、西郷に授けられた委任状が植民地政策に触れていないのは、「御改に相成候」という結果であることが判明する。とするならば、当初は委任状にも植民地政策が記されていたことになる。三条の懸念は、早速アメリカ公使ビンガムの抗議となつて現われた。ビンガムの強硬な抗議（台湾出兵を清国への敵対的行為とみなし、中立の原則からアメリカ船とアメリカ人の出兵参加の拒否）によって、閣議は四月九日に出兵前に清国へ使節を派遣するということを決定する。事実上の出兵中止である。

大久保が佐賀から帰京したのは四月二四日である。同日大久保は、「勝子・伊藤子ト暫時談話、台湾事件承り意外之事ニ候」と台湾問題につき「意外」と感じ、二六日に三条・岩倉に「留守中御施行ノ事件」を聞き質し、「愚存」を申し入れている。³⁷ そして、翌二七日に台湾問題に関する全権委任を得た上での長崎行を三条・岩倉に要求し、委任状を受けて東京を発ったのが二九日である。しかし、大久保が長崎に到着する前日の五月二日、西郷は独断で谷干城・赤松則良の率いる鹿児島県士族による出兵軍を進発させた。長崎で出兵強行に同意した大隈は、三条に「軍氣強盛其勢如何共不可制」と弁解している。³⁸ 長崎に着いた大久保は五月四日、出兵を「止ヲ得サル」として「此上ノ都合ヲ謀」るため、大隈・西郷と今後の対策を協議し決定する。³⁹

「止ヲ得サル」としつつも大久保は、大隈・西郷による台湾出兵論の転換に同意したわけではなく、復活した台湾領有論を再度否定しているのである。すなわち、決定事項⁽⁴⁰⁾では西郷への特諭状に盛り込まれていた植民地政策は姿を消し、出兵後の措置としては「兇暴ノ所業ヲ止メ我意ヲ遵奉スル迄ハ防制ノ為相応ノ人数残置ヘキ事」と変更されている。こうした台湾領有と植民地化を否定する基本方針の下、アメリカ人カッセル・ワッソン両名の解雇、長崎にいるリージェンドルの帰京、駐

清特命全権公使柳原前光を交渉のため至急清国へ派遣することの正院への督促、西郷の早急なる台湾への出発などを決めている。また、文書化されなかったようであるが、五月二六日付大隈宛書簡で西郷が「前日崎陽ニ於テ御示談申置候通容易不開兵端見込候⁽⁴¹⁾」と述べているように、安易な戦闘開始という強硬姿勢も戒められている。大久保は、長崎から帰京した五月一五日の三条宛復命書でこの間の経緯を、「清国に対しては勿論外国交際上不都合なき様注意し生蕃処分着手宜ヲ得寛急順を追ひその目的を達する⁽⁴²⁾」ことに留意したと述べている。国際関係を配慮し「寛急順を追⁽⁴²⁾」い、対外戦争を極力回避するという方針には、民力養成論の立場が貫かれているのである。こうした大久保の姿勢を、「長崎行きは、通説のように西郷の暴走を抑えようとしたか⁽⁴³⁾らではなく、むしろ逡巡する大隈に活をいれつつ西郷を激励するためだった」などと評価することは到底できない。

三 日清交渉をめぐる

五月四日の長崎における大久保・大隈・西郷の決定事項に基づき、西郷は五月一七日に台湾へ、柳原は五月一九日に清国へ出発する。二日に台湾南端部に上陸した西郷は、六月四日には同地を軍事的に制圧し、七日に大隈に植民地政策に着手すべきことを建言する。この建言を受けた大隈は二八日、三条に速やかなる指令を要請する伺書を提出している。やや長文となるが、西郷・大隈の意図が示されているので必要部分を引用しておきたい。

従道ハ偏ニ聖旨遵奉漸次平定ノ上ハ勅諭第二款ニ照ラシ土人ヲ誘導開化セシメ竟ニ有益ノ事業ヲ興起スルニ著眼致居候ニハ相違無之……従道書面ニ対シ何分ノ御指揮無之候テハ難相濟即日廟堂如何御評議候哉……(二月の「台湾蕃地処分要略」―勝田) 第一条 中撫民ノ役ヲ遂ルヲ主トスト有之候ハ全ク勅諭第二款ト同趣意ニテ平定ノ上ハ誘導開新野蕃ノ悪俗ヲ変更セシメ永世向化ノ良民ヲラシメ候様御著手相成度見込ニ有之候……既ニ勅諭ノ旨モ有之又従道同出ノ趣モ有之迅速御議定無之テハ不都合⁽⁴⁴⁾

西郷・大隈の両名は、特諭状の第二款を根拠として植民地政策の早期実施を要求しているのである。そして、大隈は特諭状と「台湾蕃地処分要略」を同じ性格のものとして認識している。前述のように、両者は領有論の存否において決定的に相違していたはずなのに、このように、西郷・大隈には台湾領有⁽⁴⁵⁾植民地化の意図が明瞭に確認できる。三条太政大臣の指令は七月九日に出された。そこでは、「都督伺ノ趣御委任ノ通可相心得」と、西郷の要求を無下に拒否はしていないが、「但

シ特諭第二款ノ儀ハ実地ニ付猶可伺出事」と、植民地政策の早期着手には釘をさしている⁽⁴⁵⁾。史料的に確認できないが大久保の意向であろう。

一方、柳原は五月二八日に上海に到着し、三十一日に同地で江南総督代理江蘇布政使宍宝時と会談する。席上宍は、台湾出兵は清国の主権を犯すものとして撤兵を主張する⁽⁴⁶⁾。そして、清国政府は六月四日に寺島外務卿に抗議書を提出する。西郷・大隈の領有ニ植民地化論と清国の撤兵要求が交錯することで、七月に入ると台湾問題が閣議での重要議題となってくる。閣議は大久保によれば、七月四日は「議論分立」し、翌五日は「頗紛論ナリ」と紛糾している⁽⁴⁷⁾。紛糾の内容は、七月七日付岩倉宛三条書簡が「戦と一決相成候而は不容易紛議も可相起又速に退兵と相成候而も決而治り相付申間布⁽⁴⁸⁾」と記しているところから、日清開戦か早急な撤兵かである。陸軍将校の意見（避戦論が津田出・山田顕義・三浦梧楼・井田讓・曾我祐準、開戦論が野津鎮雄・種田政明）を聞いたうえで、七月八日「不得止ス戦ニ廟議相決⁽⁴⁹⁾」と閣議は日清開戦を決定した。といっても、翌九日の陸海軍両卿への訓諭が「清国へ公使派出被仰付精々両国和親ヲ不破様可及談判候得共若彼ヨリ齟隙ヲ啓候哉モ難測不得已ニ出レハ戦争ニモ可及ト廟議一決候⁽⁵⁰⁾」と述べているように、外交交渉による解決を基本とし、場合によっては開戦も辞さないということであった。

開戦の閣議決定がなされると、最も積極的に早期開戦を主張したのが大隈である。大隈は七月二七日、早急なる開戦準備を訴える伺（二四項目の具体的事項を盛り込んでいる）を大臣・参議宛に提出する。

そこで大隈は、清国は「兵備」が整い次第「直ニ在蕃之我兵」を「追撃」することは「必然之勢」であるとし、したがって「兵備尚充実不相成」うちに「速ニ諸般御着手ノ順序」を議定する必要がある⁽⁵¹⁾。このことが「彼之方略」を「挫折」することになると主張している。露骨な開戦論である。大隈はさらに翌二八日、大臣・参議宛に「海外出師之議⁽⁵²⁾」を建議する。柳原の交渉が「極メテ容易ナルベカラズ」という状況下で「戦議一決」し、清国の「兵備」が未だ整っていない現在、「先ンシテ戦フト他日先ンゼラレテ戦フト其兵鋒ノ利純豈唯一トト而已ナランヤ実ニ国家ノ榮辱得失ニ関涉」することであり、即刻「海外出師」を実行すべきであると訴えている。こうした主戦論を建議した翌二九日、大隈は台湾の西郷に開戦決議を報じているが、そこでは次のように述べている。このままの状態では清国の「術中ニ陥リ」、他日悔いを残すことになることから、「愚存主張逐次廟議雄決」となった。山県陸軍卿の「持論」（軍備が整ってからの開戦、すなわち避戦論）に対し、そのようなことでは「時機相失シ勝算ノ目途如何」と「掛念」したことから、「今日ノ計ハ唯神速急進ノ外」にないという趣旨で「協議」した結果「一定」したのである⁽⁵³⁾。これによれば、開戦決議は大隈の主導によりなされたようである。大隈は以後、早期開戦を政府内部で積極的に主張することになる。

大久保は、台湾問題につき日記では「断然見込申上置候」（七月三日）、「愚意確然言上」（七月六日）と記しているのみで、彼自身の見解を直接示すような史料は見出せない。開戦決議後の七月一三日、大

久保は自ら清国との交渉にあたることを三条太政大臣に願ひ出る。そして、渡清意図について大久保は、七月三〇日付伊藤宛書簡で次のように言う。「即今廟堂上之景況ヲ以荏苒」としているならば、「百事水泡」に帰して「進退維谷」に立至ることから、「速ニ清国へ今一介之使臣を差出され候義肝要ニ候」と。政府内部で大隈のような早期開戦論が提起されている状況下、このまま「荏苒」として日を過ぎているならば開戦の可能性が大きくなると大久保は判断し、自ら使節となつて清国との交渉を行うことを執拗に要求している。そこには、大隈とは対照的な避戦論の立場が窺えよう。八月一日、大久保は全権弁理大臣として清国派遣を命じられる。そして、清国行にあつて三条に提出した「覚書」⁽⁵⁵⁾には、「政府信ニ戦ヲ決スルノ実ヲ挙夜以テ日ニ継憤発勲軍国ノ政ヲ行フヘシ」と戦争準備の必要性を主張しているが、戦争準備と開戦意図を同一視することはできない。大久保はこの「覚書」で、戦争準備と同時に「李漏生米利堅へ至急公使派出」し、「各国派出之公使」へ「巨細に急報」するといふような項目も掲げている。国際関係への配慮も怠っていないのである。大久保の意図は、伊藤博文が八月三一日付木戸宛書簡で「同人（大久保―勝田）出足前見込充分聞糺見候処、飽迄も事を不興内意には有之候へども、彼の政府の決意に寄り候ては戦争を難免、実に危急の機旦夕に迫り、不得止軍備にも不得不取懸仕合に立到申候」と述べているように、あくまでも避戦論と評価できるものである。

大久保は八月六日に横浜を発ち、上海・天津を経由して北京に到着

したのが九月一〇日、最初の交渉は九月一四日である。⁽⁵⁷⁾この間大久保は、開戦論者の大隈から「期限ヲ切迫シ一刀両断ノ確答」を清国に求め、「可成速ニ両端ノ御談決」をなすように要求され、また既に清国との交渉を行った特命全権公使柳原から、北京での交渉はせずに「御国ニテ速ニ此名分ヲ正スカ為メ宣戦ノ書ヲ発」するよう要請されている。⁽⁵⁹⁾大久保は、いずれも明確に拒否して交渉に乗り出すが暗礁に乗り上げ、清国派遣使節団内部でも開戦論が沸騰する。そして、三条も一〇月一四日付大久保宛書簡で「到底平和ニ不相濟事ニ候ハ、速ニ宣戦ニ至候方却而於我ハ有利之事と存候」と、早期開戦を主張するにいたる。しかし、大久保は「仮令事ヲ急キ候テモ則戦端ヲ啓クト申訳ニ至ラス」といふ方針を堅持し、駐清イギリス公使ウェードの調停により、台湾出兵が義挙であることを清国が認めるかわり、償金は日本の要求額二〇〇万両の四分の一にすぎない五〇万両と妥協が成立した。妥協が成つた一〇月二五日、大久保は日記に次のような感懐を記している。

談判纏ラスシテ此儘帰朝ニ及候得ハ、使命ヲ終ラサル論ヲ俟タス、只至憂スルトコロ内国人心事情切迫戦ヲ朝夕二期スルノ勢アリ、是ヲ纏ルニ術ナク、終ニ戦端ヲ開カサル可カラサルノ期ニ可至立……名義上ニ於テ我ヨリ宣戦ノ名十分ナラス……無理ニ交戦ヲ開クニ至ルヘシ、此時ニ至リ人民ノ議論ハ不及言、外各国ノ誹謗ヲ受意外ノ妨害ヲ蒙リ、終ニ我独立ノ権利ヲ殺クニ至ルノ禍ヲ免サル真ナシト謂フヘカラス、然レハ和好ヲ以事ヲ纏ルハ使命ノ本分ナレハ、断然独決シ……我征台ノ挙ニ於テハ、人民保護上ニ起航

客ノ安寧ヲ保タントノ一大美事ニシテ他念アルナシ、然ルニ此金額多少ノ論ヲ以テ、若事破レ候節ハ、大ニ名誉ニ関シ義挙ノ意ヲ傷フニ似タリ⁽⁶²⁾

台湾出兵についての久保の意図は、この記述に端的に表現されている。出兵という軍事行動（外征策）は、あくまでも琉球人（日本人）殺害に対する問罪行為であり（当然台湾領有論は否定される）、諸外国の関渉を招きひいては日本の独立に影響を与えるような日清戦争は、何としても避けなければならないということである。ここには、民力優先論の一貫した姿勢が認められる、と私は評価するのである。

おわりに

台湾出兵問題が明治政府で問題となったのは、一八七二年八月頃であり、以後留守政府内部で外務卿副島種臣や参議西郷隆盛らが出兵論を唱えることになる。留守政府において台湾出兵は、朝鮮問題の登場により決定されることはなかったが、そこには台湾領有^{||}植民地化の意図が確認されるものであった。

征韓論政変を経た七三年末から七四年初頭にかけて、久保政権において台湾問題が再燃し、久保利通と大隈重信が台湾出兵を正式に決定する。久保の出兵意図は、台湾領有^{||}植民地化を否定して、琉球人殺害に対する問罪に限定し、あくまでも日清戦争を回避することである。さらに、西郷の征韓論を軽率な日朝開戦論であると批判した久保は、台湾出兵を実施するにあたって国際情勢を考慮し慎重で綿

密な計画を立てていた。こうした方針は、「内治優先」論などではなく民力養成論から導き出されたものであり、外征策ということのみで留守政府の征韓論と同一視することはできない。そして、大隈と西郷従道が復活させた台湾領有^{||}植民地化論を拒み、対清交渉では避戦に意を注いでいたのである。

留守政府以来の台湾領有^{||}植民地化論を懐き、政府内部で最も強硬論を主張していた大隈は、後年台湾出兵を回顧して次のように述べている。

あの征伐で台湾位は取れたらうが英米が例の心配性を發揮して支那の領土を日本に渡すと日支問題となると云ふんだ何我輩は大丈夫である安心しろと云ふたんだが……支那と戦って運好くば台湾は勿論福建省位は取る下心があったんでネ戦争の用意も十分調へた位サ⁽⁶³⁾

久保は、出兵の実行から清国との交渉にいたる全過程で、こうした主張を抑えこんでいたのである。

注

(1) 佐々木潤之介・佐藤信・中島三千男・藤田覚・外園豊基・渡辺隆喜編『概論日本歴史』（吉川弘文館、二〇〇〇年）、一九八頁（渡辺隆喜氏執筆部分）。また、最新の近代通史である坂本多加雄『日本の近代2 明治国家の建設』（中央公論社、一九九九年）も、「西郷隆盛の朝鮮使節派遣に反対しながら、台湾に出兵するというのは自家撞着というべき」（二八〇頁）

である、と述べている。

- (2) 『遠山茂樹著作集 第三巻 自由民権運動とその思想』(岩波書店、一九九一年)、二五〇～二七頁。
- (3) 拙稿「初期内務省内政の成立と展開」(内務省史研究会編『内務省と国民』文献出版、一九九八年)。民力養成論の内実については、拙著『内務省と明治国家形成』(吉川弘文館、二〇〇二年一月)を参照していただきたい。
- (4) 『岩倉公実記』下巻、一二三頁。
- (5) 『大日本外交文書』第七巻、一四頁。
- (6) 『岩倉具視関係文書』五、二二一頁。
- (7) 『大隈重信関係文書』二、三三三頁。
- (8) 一八七三年一月二日付岩倉宛大原重実書簡(『岩倉具視関係文書』五、二一九頁)。
- (9)・(10) 『西郷隆盛全集』第三巻、三六九～三七〇頁・三七六～三七七頁。
- (11)・(12) 石井孝『明治初期の日本と東アジア』(有隣堂、一九八二年)、三七頁・一八〇～二九頁。
- (13) 前掲拙著『内務省と明治国家形成』、九〇～一一四頁。
- (14) 坂元らの運動と台湾出兵との関係は、家近良樹「『台湾出兵』方針の転換と長州派の反対運動」(『史学雑誌』第九二編第一号、一九八三年)が先駆的に着目していたが、より直接的な関係を指摘したのが、高橋秀直「明治維新期の朝鮮政策―大久保政権期を中心に―」(山本四郎編『日本近代国家の形成と展開』吉川弘文館、一九九六年)である。ここでは、高橋論文に依拠している(四五～四九頁)。ただし、高橋氏が立論の根拠として
- ているのは「桐野利秋談話」(『西南記伝』上巻、附録)であるが、この談話の真偽はもっと緻密に検証する必要がある。この作業は他日を期したい。
- (15) 前掲石井孝『明治初期の日本と東アジア』、四一～四二頁。
- (16) 『大久保利通文書』五、三四三～三四六頁。
- (17) 「大久保利通日記」(鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 大久保利通史料一』鹿児島県、一九八八年)、四二五頁。以下、「大久保日記」と略記する。
- (18) 前掲石井孝『明治初期の日本と東アジア』、三九・四三頁。
- (19) 毛利敏彦『台湾出兵』(中公新書、一九九六年)、一二七～一二八頁。
- (20) 「大久保日記」、四二五頁。
- (21) 『大久保利通文書』五、三七〇頁。
- (22) 『岩倉具視関係文書』五、五一四頁。
- (23) 一八七四年三月一日付岩倉宛大久保利通書簡(『大久保利通文書』五、四〇六頁)。
- (24) 『大隈文書』第一巻、四一～四七頁。
- (25) 前掲石井孝『明治初期の日本と東アジア』、四五～四六頁。
- (26) 『岩倉公実記』下巻、一三〇頁。
- (27) 『大久保利通関係文書』五、二六二頁。
- (28) 『大久保利通文書』五、四六八頁。
- (29)・(30) 『大隈重信関係文書』二、二八五～二八七頁・二八三～二八四頁。
- (31) 『岩倉公実記』下巻、一三一～一三三頁。
- (32)・(33) 『大久保利通文書』五、四五六頁・四六二頁。
- (34) 「大久保日記」、四三六頁。

- (35) 『岩倉具視関係文書』六、四二頁。
- (36)・(37) 「大久保日記」、四三八・四三九頁。
- (38) 『大隈重信関係文書』二、三二〇頁。
- (39) 「大久保日記」、四四〇頁。
- (40)・(41) 『大隈重信関係文書』二、三二一〜三二三頁・三三四頁。
- (42) 『大久保利通文書』五、五〇三頁。なお、同書はこの復命書（五月のみで日はない）を五月四日付としているが、「大久保日記」の五月一五日条に「直様正院へ出府、復命書差出」（四四二頁）、とあることから五月一五日とした。
- (43) 前掲毛利敏彦『台湾出兵』、一三八頁。
- (44)・(45) 『大隈重信関係文書』二、三九六〜三九八頁・三九九頁。
- (46) 前掲石井孝『明治初期の日本と東アジア』、八八頁。
- (47) 「大久保日記」、四五〇頁。
- (48) 『岩倉具視関係文書』六、一六四頁。
- (49) 「大久保日記」、四五二頁。
- (50) 『岩倉公実記』下巻、一七八頁。
- (51) 早稲田大学図書館蔵「大隈文書」A―一六五。この句は『大隈重信関係文書』二（四一一〜四一四頁）に収録されているが、同書は宛先を欠いている。
- (52) 同右、A―一六六。この建議も『大隈重信関係文書』二（四一四〜四一八頁）に収録されているが、同書は宛先を欠いている。
- (53) 『大隈重信関係文書』二、四一八〜四一九頁。
- (54)・(55) 『大久保利通文書』六、一五〜一六頁・二〇〜二二頁。
- (56) 『伊藤博文伝』上巻、八七二〜八七三頁。
- (57) 大久保の交渉内容については、清沢冽『外政家としての大久保利通』（中央公論社、一九四二年）、前掲石井孝『明治初期の日本と東アジア』、萩原延壽『北京交渉 遠い崖―アーネスト・サトウ日記抄11』（朝日新聞社、二〇〇一年）を参照。
- (58) 一八七四年八月二〇日付大久保宛大隈書簡（『大隈重信関係文書』二、四四三〜四四四頁）。
- (59) 一八七四年九月三日付大久保宛柳原書簡（『大久保利通文書』六、六七〜七一頁）。
- (60) 『大久保利通文書』六、一〇三頁。
- (61) 一八七四年九月二七日付三条宛大久保書簡（『大久保利通文書』六、八二頁）。
- (62) 「大久保日記」、四七八〜四七九頁。
- (63) 大隈重信「台湾征伐の思ひ出」（『大隈重信関係文書』二、四六九頁）。
- （本学教授・日本史学）